

地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令の概要について

平成22年3月
総務省

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、不動産取得税、固定資産税等に係る課税の特例に関する細目を定めるとともに、国会報告の対象となる税負担軽減措置等の範囲を定める等所要の規定の整備を行う。

2 主な改正の内容

(1) 不動産取得税、固定資産税等に係る課税の特例に関する細目

- ① 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給を受けて取得する事業用施設に係る不動産取得税及び固定資産税の特例措置並びに当該事業所に係る事業所税の特例措置について、労働者の範囲に短時間労働者を、障害者の範囲に身体障害者又は知的障害者である短時間労働者を追加する。
- ② 特定外貿埠頭管理運営法の指定会社等が取得した国の補助等を受けて取得した一定の特定用途港湾施設に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置の対象となる固定資産の細目を定める。

(2) 国会報告の対象となる税負担軽減措置等の範囲

- ・ 地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書を国会に提出する措置の対象となる税負担軽減措置等の範囲を定める。

3 施行期日

原則として平成22年4月1日から施行する。